

# 平成26年度JA都市農村交流助成要領

平成26年9月  
JA都市農村交流全国協議会

## 1. 目的

都市農村交流等の取組み<sup>※</sup>の活発化および質的向上を期して、会員活動に関する費用の一部助成を行います。

※都市農村交流等の取組みとは、JA食農教育（グリーン・ツーリズム、農業体験、料理教室等）、婚活等を主な交流内容としたものとなります。

## 2. 助成対象

- (1) 対象団体：JA都市農村交流全国協議会会員のJAおよび都道府県中央会の会員。但し、全国機関・賛助会員・学校教育機関会員は含まない。
- (2) 対象事業：平成26年度の計画事業・活動、かつ平成27年3月までに実施の以下の事項を対象とする。
  - ① 新たな都市農村交流等の体験企画の取組みに関する貸切バス代金や募集チラシ・WEBページ制作費の一部
  - ② JA・中央会職員または組合員等を対象とした都市農村交流等の取組みに関する人材育成のための勉強会の講師謝金・旅費の一部
  - ③ 本協議会が認めたJAグループ主催の研修会・セミナーへの参加費の一部
- (3) 助成会員数：上限20会員

## 3. 助成の条件および助成金額

- (1) 新たな交流体験企画の貸切バス代金および募集チラシ・WEBページ制作費について、1申請上限3万円(税込)を助成する。例年実施している交流体験企画は対象外とする。  
但し、貸切バスの手配・精算は農協観光に依頼すること。

【2(2)①】

- (2) 受入れのための勉強会講師等について、1申請上限3万円(税込)を助成する。  
派遣依頼は本協議会事務局経由または会員が直接行うことができる。

【2(2)②】

- (3) JAグループ主催の助成対象の研修会・セミナーへの参加費について、一人当たり上限5千円(税込)を助成する。  
但し、1研修会・セミナーにつき1会員2名までとする。

<助成対象研修・セミナー>

◆平成26年度リスクマネジメント研修会 \*別添開催要領参照

[主催:子ども農山漁村交流プロジェクト研究会/ (一社) 全国農協観光協会]

◆平成26年度全国家の光食農教育リーダー研修会

\*平成27年2月25日(水)～26日(木)の開催 詳細は後日

[主催:(一社)家の光協会]

※現在対象としている研修・セミナーは上記のとおりです。

【2(2)③】

(4)上記(1)～(3)の実施は平成26年9月1日から平成27年3月31日までの期間内に実施するものを対象とする。

助成金額は3万円(税込)を上限とし、これを上回る費用は、JAの負担とし、下回る場合は実費とする。但し、前項(3)のセミナー・研修会に関しては、一人当たり5千円(税込)を上限とする。

(5)前項(1)・(2)は、年間1会員いずれか1回限りの助成とする。

但し、前項(3)のセミナー・研修会Ⅱに関しては、前項(1)・(2)の助成金の支給に関わらず、年間1会員1回の助成とする。

#### 4. 申請手続き

(1)応募開始日

平成26年9月10日(水)(先着20JAに達し次第、締め切りとする。

但し、同日に条件を満たす応募が20JAを超えた場合は抽選により決定します)

(2)交付申請書の提出

「様式1 交付申請書」に必要書類を添付の上、郵送、e-mailまたはファックスにて協議会事務局へ送付する。

(3)回答

事務局は申請内容を確認し、順次、助成の「様式2 助成決定通知書」にて回答する。

(4)実施報告

助成が決定した申請団体は、対象事項の終了後1週間以内に「様式3 実施報告書」に必要書類を添付の上、郵送で提出する。

#### 5. 助成金の支払い

(1)「様式3 実施報告書」の提出後、内容の確認が取れ次第、以下の(2)～(5)に基づき、様式3の提出日の翌月末までに指定口座へ支払うものとする。

(2)貸切バス代金【2(2)①】については、農協観光(取扱支店)からの本協議会あての請求書に基づき、本協議会が直接農協観光へ支払うものとする。

(3)募集チラシ・WEBページ制作費【2(2)①】については、申請会員宛ての請求書(写し)に基づき、本協議会が申請会員の指定口座に振り込むものとする。

(4)勉強会講師謝金・旅費等【2(2)②】については、講師または講師所属団体から本協議会あての請求書に基づき、本協議会が直接支払うものとする。

(5)研修会・セミナーへの参加費【2(2)③】については、本協議会が申請会員の指定口座に振り込むものとする。

## 6. その他

### (1) 保険の加入

交流体験企画実施の際、利用した貸切バスで交通事故等が発生した場合、当協議会はその責を負わないものとする。貸切バス利用に際しては、各自旅行傷害保険加入等の対策を講じることとする。

### (2) 助成金の取消し・返還

申請書の記載の通りに実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払いを取り消す（支払い済みの場合は返還を求める）場合がある。

以上